

## 7 月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール [seko.taxoffice@sound.ocn.ne.jp](mailto:seko.taxoffice@sound.ocn.ne.jp)ホームページ <http://www.seko-tax.com/>

## 1 ごあいさつ

今月、事務所便り第43号を発行させていただきます。  
早いもので今年も半分が過ぎました。税理士をしておりますと特に前半の6カ月が過ぎるのが早く感じます。  
今年の夏はとても暑いとの予想が出ておりますので、くれぐれも体調を崩されないようにお気をつけ下さい。  
今月は、大阪の舞洲のゆり園に行った際に撮影した写真をご紹介します。



(写真は、舞洲のゆり園です)

## 2 印紙税の基礎知識 その1

今月は「印紙税」について取り上げることにします。  
ビジネスで「売買契約書」、「請負契約書」、「領収書」などに収入印紙を貼り付けることがあると思います。税務調査で調査官から契約書を見せて下さいと言われるケースもございますので、これまでほとんど取り上げておりませんでした「印紙税」についてご説明させていただきます。



(写真は、舞洲のゆり園です)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**印紙税の基礎知識 その1、最近の税務関連状況**、税金以外のテーマとしまして**ノンアルコールビールの身体への影響は?** を書いております。

皆様のご参考になれば、うれしく思います。

## 印紙税とは

印紙税は、「契約書」「手形」「領収書」などの文書に対して課される税金のことです。

## 印紙税の納税義務者とは

収入印紙を貼らなければならない文書（課税文書）を作成した人が納税義務者となります。

## 印紙税が課税されない文書とは

課税文書について説明をしていく前に課税されない文書（非課税文書と不課税文書）をご説明しておきます。

非課税文書	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 5万円未満の領収書</li><li>・ 営業に関しない領収書</li><li>・ 1万円未満の不動産所得契約書</li><li>・ 1万円未満の請負契約書</li><li>・ 10万円未満の約束手形</li><li>・ 国・地方公共団体が作成した文書など</li></ul>
不課税文書	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 雇用契約書</li><li>・ 委任契約書</li><li>・ 物品の受取書</li><li>・ 小切手</li><li>・ 見積書</li><li>・ 請求書</li><li>・ 注文書</li><li>・ 遺産分割協議書</li><li>・ 遺言状</li><li>・ 給与明細書</li><li>・ 確定申告書など</li></ul>

## 印紙税が課税される文書とは

印紙税が課税される文書とは、「印紙税額一覧表」に掲載されている文書で非課税文書に該当しない文書になります。

印紙税額一覧表では、課税文書を第1号文書から第20号文書までの20種類に分けられています。

すべてを掲載するのは紙面の関係で無理ですので、ビジネスで利用される頻度の高いものを掲載させていただきます。

第1号文書	<ol style="list-style-type: none"><li>1 不動産、鉱業権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書</li><li>2 地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書</li><li>3 消費貸借に関する契約書</li><li>4 運送に関する契約書</li></ol>
第2号文書	請負に関する契約書
第7号文書	継続的取引の基本となる契約書
第17号文書	<ol style="list-style-type: none"><li>1 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書</li></ol>

## 2 売上代金以外の金銭又は有価証券の受取書

印紙税についてのご説明は、今月はここまでとさせていただきます。

### 【参考文献】

- ・ 契約書や領収書と印紙税 平成 28 年 5 月 国税庁のリーフレット
- ・ 事例でわかる印紙税の実務 田辺直樹著 日本実業出版社



(写真は、舞洲のゆり園です)

## 3 最近の税務関連状況

最近の税務関連で新聞等に取り上げられている事項をご紹介します。

### 相続税関連

日経新聞に「長く連れ添えば相続多く 配偶者の法定分 2/3 に」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・ 民法の相続分野の見直しを議論する法制審議会（法相の諮問機関）の部会は中間試案をまとめた。
- ・ 法務省は来年中に民法改正案を国会に提出する方針。
- ・ 結婚して一定期間（20～30年）過ぎた場合、遺産分割で配偶者の法定相続分を2分の1から3分の2に引き上げる。
- ・ 亡くなった夫が遺言で自宅を第三者に贈与しても、妻が済み続けられる「居住権」を新設。

- ・相続人以外の方が介護や看病で献身的な貢献をした場合、相続人に金銭を請求できる仕組みも盛り込まれた。
- ・遺言制度の利用を促進するため、全文を自筆で作成する「自筆証書遺言」の形式を緩和。財産目録はパソコンで作ることができるようにする。

などと書かれておりました。

\*中間試案の段階なので、この案がそのまま改正に取り入れられるかどうかはまだ分かりませんが、これから新聞記事に取り上げられる機会が増えてくると思われますので、その都度取り上げさせていただきます。



(写真は、舞洲のゆり園です)

## ふるさと納税関連

日経新聞に「ふるさと納税 4.3倍 昨年度 1652 億円 返戻・制度充実で」、「ふるさと納税 裾野広く 寄付件数 3.8 倍に 教育・子育てに活用多く」、「寄付の 4 割返戻費 ふるさと納税 7 割超す自治体も」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・総務省は、個人が故郷や応援したい自治体に寄付する「ふるさと納税」の 2015 年度の寄付額が 1652 億 9102 万円だったと発表した。2014 年度の 4.3 倍に増えた。
- ・15 年度に急増した要因の一つは自治体を送る返礼品の充実だ。
- ・制度の使い勝手がよくなったこともある。15 年から減税を受けられる寄付の上限額が従来の約 2 倍に引き

上げられた。

- ・総務省が全国 1788 の自治体に寄付の使い道を複数回答で聞いたところ、教育・人づくりが 31.6%で最も多く、子育て 28.6%、医療・福祉 26.2%が続いた。
- ・ふるさと納税で、寄付額の 4 割が返礼品の費用に使われていることが総務省の調べで分かった。広報などの経費も含めると、地方の活性化に活用できるのは半分程度になる。
- ・自治体にとって寄付してもらおう動機づけになるほか、地元の PR にもつながる。
- ・高額な返礼品が増えたため、総務省は 4 月、高額だったり寄付額に対して経費がかかり過ぎたりしている返礼品の自粛を自治体に要請。

などと書かれておりました。

\*クライアント先様に訪問した際にもふるさと納税のことを質問される回数が増えてきており、ふるさと納税がだいぶ認識されてきていると実感しております。



(写真は、舞洲のゆり園です)

## 4 ノンアルコールビールの身体への影響は？

「食」「健康」「ストレス緩和」「癒し」に関連したテーマについて毎回書いていくことにしております。

今回は、私が最近好んで飲んでいるノンアルコールビールについて取り上げてみます。

### ノンアルコールビールに食品添加物

参考文献には

- ・ビールを飲めない人のために開発されたノンアルコー

ルビールですが、**ビールの味や色に似せるために、さまざまな添加物が使われています。**

・カラメル色素が転嫁された製品も。さらに、肥満が気になる人が多いためか、ゼロカロリーの合成甘味料が添加された製品が増えています。

・カラメル色素には、カラメルⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの4種類があり、**ⅢとⅣには、発がん性のある4-メチルイミダゾールが含まれています。**しかし、「カラメル色素」としか表示されないため、どれが使われているのかわかりません。

・**甘味料（アセスルファムK）**は、動物実験では、GPT（肝臓障害の際に増える）の増加とリンパ球の減少が認められました。つまり、**肝臓や免疫に対するダメージが心配されるのです。**

などと書かれています。

毎日アルコールを飲んでいると肝臓に負担がかかるので、ノンアルコールビールを時々飲むという方も多いのではないのでしょうか。参考文献では、甘味料が含まれているノンアルコールビールを飲むと肝臓への負担は軽減されていないことになってしまいます。

商品を手にとってまず成分表を見るのが習慣になっているので、日本のメーカーが製造されたノンアルコールビールの成分表を見るのですが、これまで食品添加物が入っていないノンアルコールビールを見つけたことはありません。日本のメーカーは、ビールの味や色に似せるようとして食品添加物に安易に頼ってしまうのでしょうね。その方が売り上げが増えるからそういう商品ばかりになるのかもしれませんが。

私は食品添加物が入ったノンアルコールビールは美味しいと感じたことがないので、日本で製造されたのは飲みません。その代りドイツで製造されたのが食品添加物が入っていないという情報を以前に知人から教えていただいたことがあったので、近くのスーパーやお酒の量販店で探し、2種類見つけることが出来たので、最近はそのビールを飲んでます。

ドイツで製造されているノンアルコールビールの写真を掲載しておきます。

#### 【参考文献】

・食べていいのは、どれ？ 危ない食品添加物ハンドブック 著者 渡辺雄二 （株）主婦と生活社



#### 5 編集後記

これからの暑い時期でも仕事で外出する際に自転車を利用することが多いので、暑さ対策としてスーツに合う帽子を先月に購入しました。

いつもですと身につける衣類なども成分表を確認してから購入するのですが、今回はなぜかその確認を忘れてデザインが気に入っただけで購入してしまいました。

購入する前の短時間の試着では特に違和感を感じなかったのですが、いざ仕事で外出する際に帽子をかぶって外出すると頭が締め付けられるような痛みを感じました。それで帽子の成分表を見てみると、化学繊維 100%となっておりました。

化学繊維のものを身につけるのは良くないことは知っておりましたが、今回それを身に染みて感じました。

それ以後その帽子はかぶらず、自然素材 100%の帽子をすぐに購入し直してその帽子をかぶっております。ラフィアという素材で柔らかくてカバンに折りたたんでしまうことが出来るので、気に入っております。



今月も最後までお読みいただきありがとうございます。